

オンライン・プラットフォームやサイト運営者に対する 日本、EU、米国における法律上の規制や取締事例と大手ISP が関連する取引における実務上の留意点

～各国における法律・取締事例・裁判例・ガイドライン等を押さえた上で、
オンライン・プラットフォームからの視点のみならず大手ISPと取引をする企業からの視点も踏まえ、
今後の実務上の対応について解説～

《開催要領》

●日 時● 2017年8月24日(木) 13:00～17:00
●会 場● 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

講 師 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士・カリフォルニア州弁護士 植松貴史 氏

外資系コンサルティングファームや海外ローファームでの執務経験を有し、国内外の企業間紛争、情報セキュリティ、クラウドコンピューティングといったIT分野、リスクマネジメント、事業再生、M&A、ストラクチャードファイナンスに関連する業務に従事

《開催にあたって》

IoT、人工知能(AI)、クラウドコンピューティング、ビッグデータ等による産業構造の劇的かつ急速な変革に伴い、製品やサービス供給の効率性が飛躍的に向上しています。また、米アマゾンによる米高級スーパーホールフーズの買収に関する発表がなされるなど、「ネットリアル」の融合が、今後ますます進んでいくものと思われま。一方で、先発者の優位性やネットワーク効果による高いスイッチングコストなどにより、圧倒的な競争力を有する特定のオンライン・プラットフォーム(インターネットを通じて、製品やサービスが流通する事業者等)(OP)やインターネットサービスプロバイダ(ISP)に取引の機会が集中し、また大量のデータが集積されるなど、特定のOPやISPに過度な優位性を生じさせ、一部のOPやISPへの寡占等による弊害をもたらしてしまうのではないかと懸念もあります。このような技術革新がもたらす産業構造の変革について、EUでは、デジタル市場の統合を目指す「デジタル単一市場」(Digital Single Market)推進に係る取組みのもと、情報流通促進において革新的な役割を担うOPの積極的側面を認識しつつ、OPとOP参加者との公平性、競争法上の問題、Over The Top(OTT)による大規模な個人情報集積の問題、データ・ロックインに対する懸念(データ・ポータビリティに関連する法規制)、消費者保護等に関する見解がたびたび示されてきました。本年5月には、欧州議会の決議等に関するレポートが公表されるなど、EUにおける今後の法的規制の方向性を検討する上で重要なレポートやガイドラインが頻りに公表されております。我が国では、「第4次産業革命」や「ソサエティ5.0」など、IoTやAIが国家の成長戦略の柱として遂行されているところ、本年6月6日には、公正取引委員会競争政策研究センターより、「データと競争政策に関する検討報告書」が発表されるなど、OPやOPと取引をする企業が理解しておくべき規範、ルールに関わる報告書やガイドラインが示されております。また、DeNA キュレーション問題や、インターネット上の逮捕歴の検索結果に係る削除基準(忘れられる権利)に関連する最高裁の判断など、サイト運営者としての責任についても社会問題となっております。本セミナーでは、OPやサイト運営者に対する規制についてEUにおいて先進的な議論がなされていることに鑑み、まずはEUにおける議論や事例を網羅的にご紹介いたします。また、OPやサイト運営者がグローバルレベルで産業構造に影響を与えるものであることを踏まえ、我が国やEUのみならず米国における状況も紹介しつつ、OPやOPと取引をする企業の担当者様が理解しておくべき法律上の問題点や実際に発生したケースについて、OP又はOPと取引をする企業それぞれの視点から、今後の実務対応を解説します。

《申込書》一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

FAX:03-5215-0951

※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。
※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内にお送りする際に利用させていただきます。

■受講料:1名(税込・資料代含)

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

171660-0303 オンライン・プラットフォーム			
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属	役 職	
E-mail			

■参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申込み頂けます。
後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願い致します。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

オンライン・プラットフォームやサイト運営者に対する日本、EU、米国における
法律上の規制や取締事例と大手ISPが関連する取引における実務上の留意点

8/24
(木)

13:00

1. 総論

- (1) オンライン・プラットフォーム(OP)の定義
 - ・定義確立そのものに関するEUでの議論
- (2) OPの特徴
- (3) 法規性のあり方
 - ・EUでの議論

2. 各論

(1) 競争法

- 1) 総論
 - ・各国におけるガイドラインの内容
- 2) カルテル
 - ・アルゴリズムに基づく意思の疎通・合意(デジタルカルテル)
- 3) 優越的地位の濫用
 - ・不当なデータ収集
 - ・抱き合わせ取引
 - ・契約条項
 - 最恵国待遇条項(Most Favored Nations条項(MFN条項))(最安値要請条項)
 - 管轄条項
 - 非係争条項(Non-Assertion of Patents Clause(NAP条項))、など
 - ・不当排除
 - ・不当なデータの囲い込み
 - データ・ポータビリティ、ロックインの問題、など

(2) 企業結合審査

- 1) 管理者としての責任
 - ・“場の提供者”にすぎないオンライン・プラットフォームの責任
- 2) ネット(アクセス)の中立性
 - ・各国の状況
- 3) 表示に対する責任
 - ・内容の正確性や中立性に対する責任
 - ・ステルスマーケティングに対する責任
 - ・不当表示

(3) 情報セキュリティ・データ保護、情報管理、データ・ローカリゼーション、ビッグデータ

- 1) 欧州データ保護規則(General Data Privacy Regulation(GDPR))に
基づいた情報管理と運用
- 2) 日本における、改正個人情報保護法、不正競争防止法に基づく情報管理と運用
- 3) 米国における情報管理
 - The Stored Communications Act(18 U.S.C. 121 2701-2712)
 - Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996(HIPAA)
 - USA Patriot Act(米国愛国者法)、など

(4) 知的財産権

- 1) ビッグデータと知的財産権
- 2) 各国におけるフェアユースと実際の事例(“Google Books”事件など)、など

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

17:00

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。